

○コンプライアンス規程

(平19規程第83号 平成19年11月20日)

改正 平21規程第20号 平成21年7月28日

平25規程第1号 平成25年4月11日

平25規程第50号 平成26年3月18日

平26規程第63号 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）のコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定め、もって機構の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 法令等とは、制文規程（平17規程第60号）第2条に定める諸規程、基本方針及び業務マニュアル並びに法令をいう。
- (2) コンプライアンスとは、法令等の遵守をいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員（制文規程第3条に定める役職員をいう。以下同じ。）は、機構の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。

- 2 役職員は、機構の業務内容について社会に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

(体制)

第4条 理事長は、最高責任者として、コンプライアンスの基本方針の策定及び体制の構築を指揮する。

- 2 経営管理担当理事は、理事長を補佐し、具体的なコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進を統括する。
- 3 法務・コンプライアンス課長は、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関する業務を実施する。

- (1) コンプライアンスに関する相談・通報の対応に関すること。
 - (2) コンプライアンスに関する不祥事の再発防止の案の取りまとめに関すること。
- 4 リスクマネジメント推進担当者指定細則（平22細則第3号）によりリスクマネジメント推進担当者に指定された者は、コンプライアンス推進担当者として、各部署におけるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関する業務を行う。

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

（教育・研修）

第12条 理事長は、コンプライアンスに関する教育・研修について、その実施を法務・コンプライアンス課長に指示する。

- 2 コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンスに関する教育・研修を受けなければならない。

（相談・通報等）

第13条 コンプライアンスに関する相談・通報の窓口は、法務・コンプライアンス課とする。

- 2 相談・通報の対応、調査及び調査後の措置については、その内容に応じ、他の諸規程において別の定めをしているときは当該諸規程に従う。ただし、該当する諸規程がない場合には、研究資金の不正使用に係る調査等実施規則（平19規則第70号）に準じて行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日より施行する。

附 則（平21規程第20号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平25規程第1号）

この規程は、平成25年4月16日から施行する。

附 則（平25規程第50号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26規程第63号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。